

第2回甲信地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成31年3月4日(月) 国立大学法人山梨大学 本部棟5階第一会議室	
委員	委員長 近藤 徹(弁護士) 委員 阿部 和久(大学教授) 委員 田中 佑幸(公認会計士)	
審議対象期間	平成30年1月1日～平成30年6月30日	
抽出案件(合計)	39件	(備考) 抽出案件の個別審議については、別紙「3. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議」のとおり、各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
建設工事(小計)	28件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	6件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	22件	
設計・コンサルティング業務(小計)	11件	
簡易公募型プロポーザル方式 (拡大)	6件	
随意契約	5件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>1. 委員長選出の報告及び委員長代理の指名について (事務局より説明)</p> <p>・委員長の指名により、田中委員が委員長代理に指名された。</p>	
<p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務の審議対象及び審議案件について (事務局より説明)</p> <p>工事3件(うち2件は同一審議案件)、設計・コンサルティング業務1件</p>	
<p>3. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>3-1) 一般競争入札方式 【(医病)病棟Ⅱ新営その他機械設備工事:山梨大学】</p> <p>・企業の技術力はヒアリングとなっているが、課題を設定して実施したのか。</p> <p>・課題はどんな内容なのか。</p> <p>・採点には客観的な基準とかはあるのか。</p> <p>・採点が主観等に依って評価したり、客観性が保たれなくなるのではないのか。</p> <p>・委員の構成はどうなっているのか。</p> <p>・学内の委員は、技術的な見地とか専門知識を有しているのか。</p>	<p>・建設工事総合評価審査委員会で審議した後、各業者に課題を通知した。</p> <p>・企業の技術力について、VE提案として「総合的なコスト(ライフサイクルコスト)」と「性能性(機能・強度・耐久性等)」及び工事全般の施工計画として「施工上配慮すべき事項等の技術的所見」の全部で3項目、各10点満点で、合計30点の配点とした。</p> <p>・各委員の経験等もあるが、3段階または5段階で評価を行い、各々の項目毎に委員の平均点を算出して評価した。</p> <p>・委員は複数名いるので、一人が極端な評価をされたとしても平均することで点数が大きく変わることは無いと考えている。</p> <p>・学外委員として国土交通省関東地方整備局甲武管轄事務所長、山梨県県土整備部管轄課長の2名を含め、5名で構成している。</p> <p>・学内委員は、施設担当理事、施設環境部長、財務管理部長で構成しており、各々の専門知識を有している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目が能力に重点をおいた内容になっているが、業者の実績を重視しなかったのか。 ・受注者側から、過去の実績について評価を望むといった要望は今までなかったのか。 ・評価点「標準点+加算点+施工体制評価点」の点数について、内訳はどうなっているのか。 ・評価点の取り方と入札価格の相対的な関係によって決定することの妥当性についてはどうなのか。 ・得点の付け方如何によって逆転する結果になるかと思うが、それに関してはどのように決定したのか。 ・評価値の算出方法も指定されているのか。 ・落札業者が決定した過程、流れはどうなっているのか。 ・仮にA者の評価値が高ければ、入札価格が予定価格を超えていても第1位になるのか。 ・順位は、総合評価を先に行って、その後で入札になるのか。 ・順位が1位だけついているのは、A者が対象外だから順位がついていないということか。 ・落札者は予定価格にかなり近いが、落札率ほどのくらいか。 ・予定価格はどのように決定したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各企業の実績も重要だが、病院整備では技術者の能力は重要である。本件については技術者の能力に重点を置いた。 ・建設工事総合評価審査委員会の前に、競争参加資格審査委員会で施工実績や施工者の能力を審査し、各社要件を満たしていた。 ・なかった。なお、評価点については、建設工事総合評価審査委員会において、評価項目、配点等を審議した。 ・標準点が100点、加算点は、企業の技術力、信頼性・社会性、高度な技術力が50点、施工体制の確保が30点で、最大で180点になっている。 ・入札方式の仕組みであり、入札価格と評価点より評価値を算出し、発注者が求めている総合的に評価の高い工事の施工が期待できる総合評価方式である。 ・総合評価落札方式については、文部科学省が国土交通省と協議の上で落札方式を定め、各法人等に通知している。 ・はい。 ・評価点の合計を入札価格で割り、1億を乗じたものが評価値になっている。この評価値が高く、予定価格以下の者を落札者としている。 ・予定価格以下でなければ、評価値が高くても落札者にはならない。 ・いいえ。入札して評価値が決まるので、開札しない限り順位は決定しない。 ・はい。予定価格の範囲にA者が入っていた場合は順位がつくが、予定価格を超過しているため空欄になっている。 ・落札率は約99.79%になっている。 ・文部科学省の積算基準関係、国の基準で算出し、後は専門業者の見積りの査定により決定している。
---	--

<p>・その額が異なった場合はどうするのか。今回業者から徴取した見積りと元々の基準で算出した額とで異なっていたのか。</p> <p>・今回Ⅱ期工事ですが、Ⅰ期目はこの入札したJVが落札したのか。</p> <p>・Ⅰ期目の実績をB者が持っていたことが影響して、入札価格が予定価格ギリギリだったということはないのか。</p> <p>・適正であるとは思いますが、公表されている物価の積算を同じようにA者でもしていると考え、どこで差がつくのか。企業行動としては、予め予定価格を考えながら入札しているのだろうと。公な物価の積算根拠があるならば、A者は始めから落札する気がなくて、落ちない価格で入札したということか。</p> <p>・どこに差があるのか分析したり、そのような資料はあるのか。</p> <p>・予定価格は積算基準の外に専門業者の見積りの部分もあるということか。</p> <p>・専門業者がどこの業者であるのかを他に知られる可能性はないのか。</p>	<p>・落札業者から見積りは徴取していない。専門業者の見積りは工事の種別毎に徴取し、査定して経費を上乗せしたものを予定価格として算出している。</p> <p>・Ⅰ期はB者で、単独での受注となっている。今回は山梨県内のC者とD者の3者JVを組んで受注した。</p> <p>・B者からの見積りは徴取していないので、そういったことで数字が近かったということは無い。A者とB者・C者・D者JVで金額にだいぶ開きがあるが、B者、C者の両者が県内企業のため、A者よりも安い金額が提示されたのではないかと考えている。</p> <p>・公共工事の積算方法は、国土交通省を基に文部科学省でも決まってお、経費率についても国土交通省から公表されている国の定めた率を用いている。したがって、同時期に同様に積算すると似通ることは確かにあると考えるが、本学では公共工事の単価を重視しながら、専門的な事項については専門業者の見積りを適切に査定し、予定価格を決定している、適正であると考えている。</p> <p>・今回は機械設備工事なので、例えば空調関係を見ても、機器、メーカーは多数ある。各々の業者はそれぞれ得意なメーカーがあるようで、各々の会社が査定した場合に差があったと考えている。</p> <p>・入札書の金額だけでなく、内訳書も提出させていて、予定価格の項目、事項と見比べている。内容によっては大学の内訳の方が高かったり、業者のものが高い項目もあり、トータルとしては予定価格と落札金額に近い数字だった。全く一緒という内訳ではない。</p> <p>・はい。</p> <p>・発注図面にメーカー等の特記するので、採用する機器関係はある程度絞られる。大学が求めている以外のもの、極端に安いようなものとかを入れられると困るので、機器、機器番号等も図面に表記している。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・機器についてはメーカーに見積りを依頼しているということか。 ・卸業者ではなくて、メーカーに直接依頼か。 ・専門業者に見積りを依頼する部分は、予定価格のうち、どの程度を占めるのか。 ・機械設備とか建築系の設備は、業者が事前にどのくらい手配できるかで額が大きく変わる案件だと感じている。そういう意味では二者にこれだけ幅が出てくるのは有り得るかなと捉えている。ただ、低い者の額がほぼ100%に近かったのは、予定価格自体が厳しめだったのかなとの印象を持った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・大学はメーカーに依頼している。 ・案件ごとに違うが、以前は文部科学省独自の積算基準が結構あったが、今は専門業者の見積り等による市場調査を予定価格に反映させる項目が多くなっている。経費率は文部科学省の指針で経費を上乗せしているが、機器関係についてはほとんどメーカー等の見積りによる。
<p>3-2) 公募型プロポーザル方式 【(医病)附属病院中央診療棟等改修建築基本設計業務：山梨大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積結果等一覧表で1回目から4回目までの金額があるが、当初からすると4回目で半額以下になっている。業者が元々予定していた額と業務委託で予定した額にかなり乖離がみられるが、内訳はどうだったのか。 ・技術提案書の「課題についての提案」に「提案の的確性」、「提案の独創性」等があるが、これは設計したものを見て判断しているということか。 ・金額の提案を受けて、評価されたということではないということか。 ・今回はどのような課題を設定したのか。 ・審議対象業務一覧表では、入札を4回やって、 	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の提示額は、本学の予定価格と開きがあったが、これについては仕様書の読み方に違いがあった。今回は改修工事のため、大学側の図面・データを全て提示する旨を入札公告に掲載したが、業者は最初から図面を起こすものとの考えでいたため、過大であった。そこで大学側から提示できる資料を示した結果、3回目で当初の約半額まで落ちて、4回目で予定価格以下となった。 ・設計したものでなくて、設計するための、方針、体制、新技術の導入等の提案を評価して加算している。 ・プロポーザル方式では、業者を特定して、その後に見積書が提出されるので、同時ではない。 ・課題については、「居ながら改修に伴う設計上の配慮についての提案」と「省資源・省エネルギーの建物に再生するための建築的な工夫、再生エネルギーの利用など環境配慮型施設の提案」の2つとした。 ・特定した1者である。

<p>入札参加業者数は2者となっているが、見積りは1者だったのか。</p> <p>・プロポーザル方式の参加は2者であったのか。</p>	<p>・はい。</p>
<p>3-3) 随意契約 【全学教育機構南側舗装修繕工事、本部旭会館宿泊室ユニットバス新設工事：信州大学】</p> <p>・随意契約であるが、3者指名したということか。</p> <p>・指名競争入札にはならないのか。随意契約というと1者を指名して契約し、そこには競争原理が働かないという解釈でいたが、これも随意契約と定義されるのか。</p> <p>・指名競争入札とはどう違うのか。</p> <p>・それも含めて、ここでは随意契約と定義されているのか。</p> <p>・大学の規程上、金額で随意契約になるが、競争原理を働かせる運用を行っているということか。</p> <p>・規程を作成し、それに基づいて行っているということか。</p> <p>・一般競争入札のように広く公募するようなことは行っているのか。</p> <p>・抽出案件ではないが、審議対象工事一覧にE者でユニットバス新設機械設備と消火設備の2件の工事があるが、予定価格を合計すると500万以上、1千万近くになる。工事の区分にもよると思うが、競争入札にした方が大学としても業者としても良いのではないのか。</p> <p>・2件の契約は部局のものか。</p>	<p>・はい。</p> <p>・はい。</p> <p>・指名競争入札は、工事の場合500万円以下で競争参加資格者より10人以上を指名して行う入札である。250万円以下の工事は、随意契約に付すことができ、本学では3者から見積りを徴取して契約することとなっている。</p> <p>・はい。</p> <p>・はい。</p> <p>・大学の規程明記されている。100万円以上の工事については最低2者以上の見積書を徴取し、300万円を超える工事については、入札案件同様のルールで予定価格を作成するとともに、図面を作成し、それを基に見積書を徴取し、一番金額の低い業者と契約をしている。</p> <p>・入札は500万円超としている。500万円以下の随意契約については、取引のある業者の中で、クラス的にはそれほど高くない業者に声を掛けて見積書を徴取している。</p> <p>・年度当初から発注予定があり、計画を立てて発注する際は、まとめた発注が可能である。しかし、各部局の予算で行う工事については夏場以降に部局の方で工事かけられる予算を把握してから環境施設部に依頼があったりするので、なかなか計画的に発注することはできない。</p> <p>・ユニットバス新設工事は財務部の予算、消火設</p>

<p>・各部局にどれくらい予算があり、工事計画を立てるのかというのは、スケジュール的にはどんな感じで分かるのか。</p> <p>・契約日が2018年の1月と2月ということは、平成29年度予算の事業なのか。</p> <p>・2017年の秋ぐらいには部局の予算が固まり、部局に配分されているかもしれないが、把握しようと思えばできるということか。</p> <p>・大体10月ぐらいには何をやるのかが決まるということか。</p> <p>・把握しようと思えばその時期で、全学的にはどんな工事をやるのかが大体分かっているということか。</p> <p>・予算は各部局につけられているが、発注するのは全部環境施設部で一括して行っているのか。</p> <p>・一覧表のうち一定額以上の案件は、全て環境施設部で一括して発注しているのか。</p> <p>・舗装修繕工事とユニットバス新設工事の随意契約で、声を掛けた3者の社名を挙げてもらいたい。</p> <p>・舗装修繕工事は、落札率が結構高い。舗装工事は結構落札率が低いと思っていたが、これはかなり高い。他の2者はもっと高かったということか。</p>	<p>備は学生支援課の依頼案件で、各々の予算での発注としている。</p> <p>・入札規模の工事については、各部局に遅くても11月中には工事依頼するように通知している。9月、10月ぐらいの時期にならないと部局の方でも工事の見込みが見つからない。</p> <p>・はい。</p> <p>・4月当初に部局へ予算が配分されるが、その中で工事等に充当するかはそれ以降の判断となる。</p> <p>・その時期になれば、どれぐらいの予算が余るか見込める。</p> <p>・発注部局、部署も関係してくるが、できるだけ早く工事依頼を出すように発信すればやってもらえると思うが、なかなか今はそうはいかない。11月ぐらいにならないとなかなか依頼してもらえない。特にユニットバスの財源は土地売却が絡んだことから、金額等の内容が12月になって決定し、それから手続きを進め、2月の中旬に発注となった。</p> <p>・はい。本学は松本市のほか5キャンパスに団地があり、キャンパス毎に施設系の職員が1人いて、各々のキャンパスの予算を基に発注している。松本キャンパスについては環境施設部が直接発注している。</p> <p>・はい。300万円を超えると他のキャンパスのものでも環境施設部で図面を書いたり、予定価格を作成することになっているので、ほぼ環境施設部で発注していることになる。</p> <p>・両方とも同じ会社で、受けたのがF者、それ以外がG者とH者である。地域の業者から積極的に見積りを徴取している。業者が何社もないので、どうしても偏ってしまう</p> <p>・はい。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・今回2者が予定価格を超えていたということか。 ・500万円以下は随意契約とのことだが、その3者には随意契約であることを伝えていなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1者のみ予定価を超えており、2者は予定価格以下で、一番安かったのがF者です。参考として、業者名・金額を説明した。 ・業者には随意契約であることは伝えているが、限度額で提示されることも稀にございます。
<p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初の案件だが、総合評価の評価法について第三者のチェックはあるのか。 ・総合評価の評価結果が適切であるか否かを、例えば学識経験者が第三者でチェックするというのは要らないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ない。 ・総合評価の委員の方に専門的な知識を持っている方、国土交通省営繕事務所長と山梨県営繕課長が入っており、通常の業務でも専門的なことをされている方々なので、第三者のチェックは行っていない。
<p>5. 講評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式とか随意契約の内容とかを検討する資料を事前にいただき、詳しく検討したいので、次回準備いただきたい。 ・入札の手続き自体は特に問題なく行われていると感じた。 ・総合評価方式について、基本的には業者の意向を踏まえて評価されていると思うが、今後、企業の育成という観点も総合評価方式の目的の中にあると考えられるので、それも配慮するような評価の方式、またはその評点の割振りとかも検討していただきたい。評価内容・方法については、もう一度説明を受けた上で、また次回で検討したい。 ・随意契約について、先ほど信州大学から、競争入札的な観点を取り入れて努力していると説明があったが、今後はもう少し、事業を細分化するのではなく、できれば競争入札に移行できるようにすることは勿論、随意契約のままとしても、例えば企業等への公募を含め、より競争入札的になるような工夫をされるのが良いのではないか。 	